

都市計画の案について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、府中都市計画高度地区の変更に係る都市計画の案を次のとおり公告する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、住民及び利害関係人は、縦覧期間中府中市に対して意見書を提出することができる。

令和8年5月29日

府中市長 高野 律 雄

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
府中都市計画高度地区	
第一種高度地区	追加する部分 府中市分梅町四丁目地内
第二種高度地区	追加する部分 府中市分梅町四丁目地内
第三種高度地区	削除する部分 府中市分梅町四丁目地内

縦覧場所 府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室

縦覧期間 令和8年5月29日から同年6月12日まで

意見書の提出先 府中市寿町1丁目5番地

府中市都市整備部計画課